環境配慮評価基準

1　条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※１）しており、かつ、①令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR（ディマンド・リスポンス）の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要　素	区分	得点
①令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2／kWh）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.520 未満	45
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超　　0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0%以上	20
	8.0%以上　15.0%未満	15
	3.0%以上　8.0%未満	10
	0%超　　3.0%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各要素の定義は、表「各要素の定義」を参照。

※１　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施している

こと。

２　添付書類等

入札に当たっては、関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

３　契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間中、１の条件による評点の合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１の条件を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

（表）別紙１の「各要素の定義」

要素	定　　義
①令和６年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	令和６年度の事業者全体の調整後排出係数。 1　令和６年度の事業者全体の調整後排出係数は、原則として、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものとする。 2　新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 3　温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の未利用エネルギーの活用状況(%)＝ $\frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ 1　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号。以下「再エネ特措法」という。）第２条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 2　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

	①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 3　令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4　令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況	算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）＝ $\frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ 1　令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

	2　再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。